

意見書

平成19年1月15日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) ビービーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「『通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方 ~ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて~(案)』に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

問い合わせ等は、ソフトバンクグループ3社を代表して下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

敬具

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社

電話番号 ()

電子メール

意見書

弊社は、試験目的の無線局の拡大、無線局間調整の斡旋・仲裁制度の導入、新システム導入手続の迅速化、無線局の運用者の一時的な変更制度の創設の4項目の措置を講じる報告書(案)に賛同致します。ただし、試験目的の無線局の拡大、無線局の運用者の一時的な変更制度の創設については、以下のように更にもう一步踏み込んだ措置の追加を要望致します。また、上記項目に関連する制度の変更につきましては、出来る限り早急に実現できるよう強く要望致します。

1.(P15 4 提言 - 試験無線局(仮称)制度の創設 (5)に対する意見)

既に免許人に割当て済みの周波数である場合、違うサービス・システムを含めて、同一免許人であれば試験無線局(仮称)の開設が同時に出来るよう緩和すべき

試験無線局(仮称)で運用される周波数については、出来る限り広く周波数等を告示し、運用される必要があると提言されているが、更なる柔軟な運用のため、他の無線局への影響が無いことが確認されることを条件に、携帯電話周波数等の告示された周波数に加えて、違うサービス・システムを含めて、同一免許人であれば試験無線局(仮称)の開設が同時に出来るよう緩和すべきである。

2.(P27 4 提言 - 無線局の運用者の一時的な変更制度の創設に対する意見)

PHS 等と同様に、店舗・オフィス等の比較的限定したスペースの面的サービス展開を目的として、小電力タイプの携帯電話・BWA 等基地局ならびにレピータ装置等を追加すべき

本報告書(案)においては、免許人等が無線局の廃止を行うことなく一時的に当該無線局を他者に運用させることができる新制度の適用となる想定システムとして、通常時については、無線設備の機能または簡易な操作により電波の干渉を排除することが比較的確実にできる無線局が適当であり、具体的には、サービス展開のために面的に展開していく必要がある PHS 基地局(10mW 以下)や 5GHz 帯無線アクセスシステムが考えられると提言されている。

携帯電話等の無線局においても同様に、サービス展開のために面的に展開していく必要があり、また、小電力化の技術も確立されてきているので、具体的な想定システムとして、小電力タイプの携帯電話・BWA 等基地局ならびにレピータ装置等を追加すべきである。

以上